

飲用牛乳の適正な価格形成について

新事業・食品産業部
畜産局

2023年11月17日

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

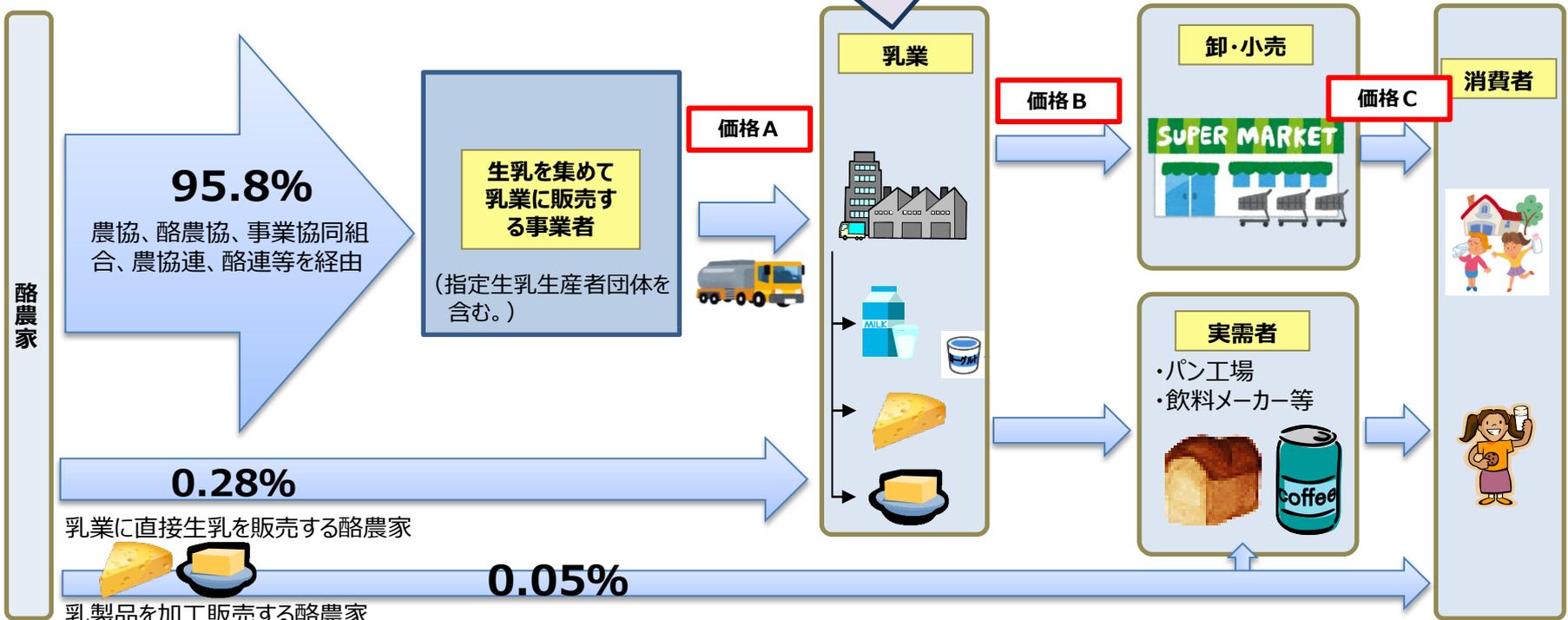
飲用牛乳（流通経路）

- 流通は、酪農家→指定生乳生産者団体→乳業→小売が主流。
- 製品である牛乳については、**いわゆる日配品**で日持ちがせず、特売の対象となりやすい傾向。

・乳価交渉（相対）：当事者（指定団体等と乳業）間による、生産コストや需給を踏まえた価格設定（原則年1回）

乳業メーカーによる飲用牛乳生産量のうち
 大手乳業3社：約2割
 それ以外：約8割

注：牛乳乳製品課調べで飲用牛乳販売量等の割合を記載（令和4年度）。



注：農林水産省「牛乳乳製品統計」の全国生乳生産量に対する農畜産業振興機構「交付対象事業者別の販売生乳数量等」の販売生乳数量の割合を記載（令和4年度）。

注：生乳を集めて乳業に販売する事業者のうち、1又は2以上の都道府県の区域で集乳を拒否しない等の要件を満たす生乳生産者団体を「指定生乳生産者団体」という。指定生乳生産者団体による販売生乳数量は全国生乳生産量の94.2%。



価格A（指定団体等→乳業間）について

※まずは指定団体等に対し

- 乳価交渉は、どのような仕組みで行われているのか。
- 乳価交渉において、コストをどのように説明しているか（示しているコストの種類・示し方など）。
- どのような考え方で乳価を決定しているのか（コストの他、どのような要素を考慮しているか。）。
- 現状、コストの増減をどの程度価格（乳価）に反映できているか。反映に当たって課題はあるか（タイムリーに価格に反映できていないなど）。 等

価格B（乳業→卸・小売間）について

※まずは乳業メーカーに対し

- 価格の設定は、どのような考え方で行われているのか（需給、品質、原価・物流費等のコストの加味など）。
- 価格の交渉に当たって、コストをどのように説明しているか（示しているコストの種類・示し方など）。
- 現状、（乳業メーカーとしての）コストについて、どの程度取引価格に反映できているか。反映に当たって課題はあるか、どのような内容か（タイムリーに価格に反映できていないなど）。
- 価格を含めた交渉、契約など、取引実務において課題はあるか、どのような内容か。 等

価格C（小売→消費者間）について

※まずは小売関係者に対し

- 小売価格の設定は、どのような考え方で行われているのか（需給、品質、原価・物流費等のコストの加味など）。
- 現状、（小売としての）コストについて、どの程度小売価格に反映できているか。反映に当たって課題はあるか、どのような内容か（タイムリーに価格に反映できていないなど）。
- 小売価格に関し、消費者の理解を得るための方策・工夫として、どのようなことが考えられるか。 等



前回の協議の整理①

【価格Aについて】

	生産者サイド	製造業者サイド
価格について	<p><乳価交渉について></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産コストの試算について、地元の生産者団体の独自試算では、<u>対外的な説得力に乏しい。</u> 生産費は、<u>どうしても平均値での議論になってしまう。</u> 地域によっては、生産コストの上昇幅が異なるが、値上げの水準は全国一律。 <p><コストと需給のバランスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>コスト積上げと、小売価格からの逆算とのバランスも重要</u>ということに尽きる。売れなければ、乳業メーカーも生乳を買うことができないので、<u>小売側が買える水準</u>というのがメーカーからの回答。 <u>価格の引上げと需要は反比例</u>するため、そのバランスを非常に気にしている。需要と連動させないと、処理できない生乳が出てしまう。 長期保存が可能な乳製品に限られ、需給の適切なバランスを取るのが非常に難しい。 <u>消費者が買える水準は無視できない。</u>需要に影響すると、結果的に川上の基盤縮小につながる。 <u>コストの増加は価格に十分に反映できておらず、経営を継続できない生産者が廃業に追い込まれている。</u> 	<p><乳価交渉について></p> <ul style="list-style-type: none"> ①牛乳は液体で腐りやすい特性。相対取引で年1回の乳価決定が、基本であり、非常に安定した方法。②乳価は需給を基本に決定。相対取引のため、価格決定までに一定程度時間が必要。③未だに乳業メーカーは酪農の「敵」という誤解も。乳業にとって酪農は必要不可欠な生産資源。買いたたくインセンティブはない。④価格改定が遅いことが問題視されるが、需給緩和と乳製品の過剰在庫が問題。⑤乳価交渉は現状が最善の手法。強制的に変更すると、全量購入の仕組みが壊れかねない。適正な価格形成の条件として、需要に応じた生産は大前提。 できるだけ価格を変えたくないということがベースにありながら、コスト、量、品質、持続性などで価格を決定（価格安定）していく訳だが、どちらかと言うと、<u>コストではなく需給をベースに決めている。</u>生産コストや小売価格が下がっても、乳価は下げていないのが単純にコストの積上げでの価格ではないことの表れではないか。先般、急激に乳価を20円上げたのは、この価格では本来売れないが、生産者が持続可能とはならないから。 価格、量、品質の3つの安定なくして乳価交渉の合意はあり得ず、これを前提とした相対取引は、<u>100%透明性の高いものにはなり得ない。</u> <p><コストと需給のバランスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>需給だけを物差しにすると消費者が買えない価格になるかもしれないし、生産者が再生産できない価格になるかもしれない。</u>コストだけを物差しにすると消費者が買えない価格となる可能性がある。 コスト高騰分を価格に転嫁した場合、市場に受け入れてもらえなければ、適正な価格とは言えないのではないか。



【価格Aについて】

	生産者サイド	製造業者サイド
その他	<ul style="list-style-type: none"> 指定団体外の生乳流通が拡大している中で、<u>オールジャパンとしての需給調整をセットで考えていく必要があるのではないか。</u> 最終的に消費者が入手しやすい価格を作っていくことを考えると、<u>生産者の所得補償も含めて考えていくべきではないか。</u> コストに関する指標について、<u>サプライチェーンの各段階で様々なコスト削減等に取り組んでおり、当該取組を仕組みにどう織り込めるかが大事な視点。</u> <u>消費者への情報提供、発信が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 乳業メーカーにとっても、<u>生乳は必要不可欠な経営資源であり、酪農経営が安定していることが望ましい。</u> コストが急激に上がった場合にどうするかについて、これまでは、<u>生産者の所得補償をある意味乳価だけで賄ってきたが、急激なコスト上昇を乳価だけで補償していくのは現実的に無理。</u>

○論点

- 価格が上がれば需要が減少し、結果、生産量が減少することにもつながるという意見もあるが、価格Aについて、経営・事業の継続性の観点から、生産者・乳業メーカーは現状をどのように評価しているのか（価格Aの在り方について、これまでとは異なる手法をとるべきか。）。



【価格Bについて】

	製造業者サイド	卸・小売業者サイド
価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーの価格設定は、<u>小売業者に卸す出荷価格の設定を提案する形</u>。中身は、<u>原料の価格の値上げ反映は当然として、それ以外にエネルギーコストの増加等を含めて提案しているが、小売業者にどのように価格の交渉をしているかは、このような場でお話できることはない。</u> ・メーカーとして牛乳事業が赤字。酪農・乳業一体となって、どうすれば産業として盛り立てられるか。 ・<u>乳価や様々なコストを含め小売に対して提示。取引価格に反映できている。</u> ・値上げ交渉はスムーズに進められた。 ・中小乳業は、大手に比べるとブランド力が弱く、価格を主張しても収益の確保が困難。ともすれば、<u>ステークホルダーの圧力に屈し、牛乳の乱売や廉売を招いている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳業メーカー等から提示される見積書の価格に倣って買取価格を設定。値上げの要請があった際は、<u>価格と質とのバランスを考慮して判断。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用牛乳は、量にすると約2割の生乳が仕向けられている。年に1回の契約であり、期中で柔軟にコストを転嫁することが難しい。 	

○論点

- ・乳業メーカーとしては赤字だという声や、中小の乳業メーカーとしては収益の確保が困難という声もあるが、乳業メーカー・卸・小売として、現状の価格Bの在り方についてどのように評価しているのか（価格Bの在り方について、これまでとは異なる手法をとるべきか。）。
- ・乳業メーカーとしても苦しい状態であれば、そういった状況を説明できるコストデータを示すことはできないか。

前回の協議の整理④

【価格Cについて】

	卸・小売業者サイド	消費者サイド
価格について	<ul style="list-style-type: none">•牛乳は、消費者の中で「これくらいの価格」というものが確固としてある製品。価格形成においてイニシアティブを取りにくい製品の1つ。•牛乳は家庭になくてはならない食材であり、国民が一定の所得の中で毎日消費できる価格帯で提供しなければいけないという中で、<u>上限の価格のイメージがどうしても先にきてしまう。</u>•牛乳は、特売比率の高い商品。<u>8～9割が特売で提供されているというのが個人的な知見。</u>•消費者は、牛乳を質や価格で購入するより、<u>その日、その時の特売商品を主に購入されるのが多勢と認識。</u>•小売としても、<u>利益が取れないことを覚悟で販売価格を決めているというのが現状の価格設定だと認識。</u>•<u>ある一定の価格帯を超えた時に販売点数が落ちてくるのが想定され、それを恐れて小売業では価格を上げられない。</u>•牛乳は付加価値が曖昧な商品であり、付加価値が付けづらい。	<ul style="list-style-type: none">•既に値上げについては実感。•生産者の保護という観点から、適正な価格転嫁が必要だということとは理解しているが、やはり価値より価格に共感して購入するのが消費者。

○論点

- 上限価格のイメージがあるという声や、利益が取れない覚悟で価格設定をしているとの声があるが、価格Cについて商品の供給の持続性の観点から、卸・小売、消費者としてどのように評価するか。
- 小売としても利益を取っていないといったコメントがあった中で、小売段階の説明できるコストデータを示すことができないか。



消費者に対してコストについて見える化していくに当たり、次のような観点から協調して議論できないか。

1. 現状の各段階の価格（価格 A・B・Cのうち、当事者として関わっている価格）について、経営や事業の継続性等の関係から、どのように評価されているか。

2. コストデータについて

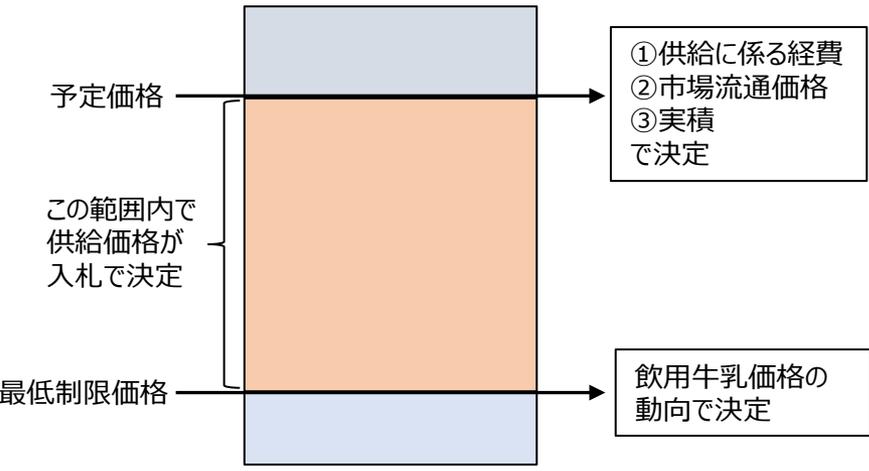
- ① 各段階において、コストデータを示すことができるか検討していただきたい。
- ② 業界として、示すことができるコストデータの細かさ・範囲等について検討していただきたい。

（例：原材料費等、一部のコストのみであれば示すことができる、商品単位でははなく、複数商品の平均コスト等であれば示すことができる、など）

学校給食用牛乳の取引について

- 学校給食用牛乳の供給価格については、都道府県等が、毎年度、予定価格と最低制限価格を定め、入札により供給事業者・供給価格を決定。その費用負担は基本的には保護者。
- 学校給食用牛乳の供給に要する費用は、全国で約800億円（約900万人の児童・生徒への年間約180食に対して、平均約50円／1本で供給）
- 昨年末の生乳生産コストの増加を背景として、生産者団体及び乳業者が行政に働きかけ、一部の県では期中での価格改定を実施。

供給価格の決定方法（入札価格）



自治体における取引のスケジュール（通常の例）

- 8～9月：翌年度の各学校の供給希望数量を調査
- 11月頃：都道府県から乳業メーカー等に対し、製造コストを調査
- 1月中旬：学乳の供給を希望し、又は希望することが見込まれる乳業者に対し、都道府県内区域ごとの予定数量や持込場所等の条件を提示し応札呼びかけ
- 2月上旬：入札を実施、落札事業者を決定
- 4月～：適用
- ※具体月は年度によって変動

期中での価格改定をした自治体の例

昨年度、高知県ほか12県において、同年11月～1月に期中改定を実施
その他の地域でもほとんどで4月に改定
※生産者団体及び乳業者から県に価格の改定について要請するとともに、市町村に地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担軽減を図るよう依頼

(参考) 公共調達において契約途中で原材料価格が上昇した場合等の対応

国と中小企業者との間の公共調達に係る対応

・「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」(令和3年12月27日)に基づき、令和4年度から「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、国等は、契約の途中で原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額の変更の必要性を検討すべき旨を明記。

【中小企業者に関する国等の契約の基本方針について】

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

② 国等は、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

※地方公共団体についても、国の施策に準じて、必要な施策を講ずるよう努めなくてはならないとされており(同法第8条)、各都道府県知事宛てに技術的助言が出されている。(総務省自治行政局長通知)

公共工事における対応例

- ・対象 : 国土交通省、農林水産省等が実施する公共工事
- ・見直し時期 : 令和4年8月～
- ・見直し内容 : 工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適當になったとき、「受注者の購入単価」を用いて請負代金の変更を国等の発注者に請求できるよう改正

- ・対象 : 農林水産省農村振興局土地改良事業請負工事
- ・見直し時期 : 令和2年度～
- ・見直し内容 : 入札の予定価格の作成時に用いられる「材料単価」について、**全ての材料単価について、価格調査を毎月実施**し、実勢単価にて改正